ジョセフソン効果電圧測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	ジョセフソン効果電圧測定装置、電圧発生装置、電圧比測定装置及び標準分圧器であって、日本電気計器検定所が保管するもの
量子ホール効果抵抗測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	標準抵抗器及び抵抗比測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	交流電圧用及び交流電流用交直変換器並びに交直差測定装置であって、日本電気計器検定所が保管するもの
単色平行光発生装置、分光視感効率近似受光器、比較受光器、自己校正測定装置及び配光測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	コイルM字型光度標準電球、全光束標準電球及び単平面型照度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの
分光放射輝度照度測定装置であって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの	分光放射照度標準電球及びコイルM字型分布温度標準電球であって、日本電気計器検定所が保管するもの

○経済産業省告示第七十九号

特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）の一部を改正する省令の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第九百四十号（特定計量器検定検査規則の規定に基づき経済産業大臣が別に定める質量計に係る基準等について）は、廃止する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の公布の日から平成二十七年七月一日までの間は、この告示による廃止前の平成十二年通商産業省告示第九百四十号の規定は、なおその効力を有するものとする。この場合において、同告示第二条第一項第一号、第二号、第五号及び第十号並びに第四条第二項第一号中「独立行政法人産業技術総合研究所」とあるのは「国立研究開発法人産業技術総合研究所」とする。

○経済産業省告示第八十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

表

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売するきのこ栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	平成二十七年四月一日から平成二十七年六月三十日まで
二	安山岩・同類似岩石採石業	
三	砂岩採石業	
四	その他の採石業，砂・砂利・玉石採取業	
五	耐火粘土鉱業	
六	長石鉱業	
七	天然けい砂鉱業	
八	けいそう土鉱業	
九	滑石鉱業	
十	しゅんせつ工事業	
十一	舗装工事業	
十二	鉄筋工事業	
十三	金属製屋根工事業	
十四	板金工事業	
十五	建築金物工事業	
十六	塗装工事業（道路標示・区画線工事業を除く）	
十七	道路標示・区画線工事業	
十八	金属製建具工事業	
十九	木製建具工事業	
二十	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
二十一	他に分類されない職別工事業	
二十二	一般管工事業	
二十三	冷暖房設備工事業	
二十四	給排水・衛生設備工事業	
二十五	その他の管工事業	
二十六	道路標識設置工事業	
二十七	さく井工事業	
二十八	精米・精麦業	
二十九	有機質肥料製造業	
三十	横編ニット生地製造業	
三十一	織物手加工染色整理業	
三十二	綿状繊維・糸染色整理業	
三十三	ニット・レース染色整理業	